

平成 年度手話奉仕員養成事業委託契約書

委託人 (以下甲という。) と受託人
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 理事長 (以下乙という。)
とは、手話奉仕員養成事業について次のとおり委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

(委託期間)

第2条 乙は、甲から委託を受けた手話奉仕員養成事業の期間は次のとおりとする。

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(委託業務)

第3条 乙は、甲から委託を受けた手話奉仕員養成事業での講師派遣についての業務を行なう。

(委託料)

第4条 甲は、乙に委託する手話奉仕員養成事業として 円
を支払うものとする。

2 委託料の支払方法は概算払いとする。

3 前項の支払いは、乙の請求書（第1号様式）に基づいて交付するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡したり、また継承させてはならない。

(契約解除)

第6条 乙は、本契約に違反したり、事業の遂行ができないとき、又は不正行為があったとき、甲は本契約を解除する。なお、本契約解除により生じた損害については、甲は賠償の責めを負わない。

(協 議)

第7条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙 社会福祉法人
大分県聴覚障害者協会
理事長

第1号様式

大聴協第 号
平成 年 月 日

殿

社会福祉法人
大分県聴覚障害者協会
理事長

平成 年度手話奉仕員養成事業委託金請求書

平成 年 月 日づけ締結の手話奉仕員養成事業に係る委託契約
書第4条に基づき、金 円を請求します。

振込先 大分銀行西新町支店
普通預金口座 672445
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会
理 事 長
大分市大津町1丁目9番5号
TEL 097-551-2152
FAX 097-556-0556